

岩手県監査委員告示第11号

財政的援助団体等監査結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第3号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月4日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象団体名 岩手県中学校体育連盟
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和6年10月30日
 - (2) 本監査実施日 令和6年12月10日
- 3 監査結果の公表の日 令和7年1月10日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県補助金の一部について、理事会、評議員会及び総会の手続を経ないまま執行していたものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	令和6年度予算書及び令和6年度中間決算書に県補助金の項目を追記し、理事会等にて承認を得た。 今後は、各年度の予算書、中間決算書及び決算書に県補助金の項目を追記し、理事会、評議員会及び総会にて承認を得ることとし、再発防止に努めることとした。